

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年7月20日(水)10時から11時30分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第14号 非農地証明について

第4 議案第15号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 川畑 金徳

次長 富田 好仁

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 嘉藤 永子

7.会議の概要

事務局	<p>みなさんおはようございます。定刻前ではありますが、全員揃っておりますので第7回瀬戸内町農業委員会総会を開催したいと思います。全員出席でございます。本日の総会は成立することを報告いたします。それでは開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。</p>
議長	<p><b>【挨拶】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、堯会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これから会議を入りますけれども、会議を入ります前に推進委員のみなさんをお願いしたいと思います。みなさんも一緒にこうして農地パトロール、そして農地調査に参加してますので、いろいろ気づいたところおありだと思いますので、この会議に遠慮なくどしどし一緒に審議していただきたいと思います。それでは日程1、議事録署名委員の指名をいたします。5番岡野委員、6番元委員をお願いしたいと思います。よろしいですね。</p> <p><b>【異議なし】</b>の声が聞こえる。</p> <p>日程2、会期の決定についてですけど、本日一日限りといたします。</p> <p>日程3、瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領についてを事務局のほうから指名して、これをみなさんでこうしてよくいきたいと思います。事務局よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。非農地証明交付事務処理要領（案）についてですね、みなさんで審議していただきたいと思います。前回の6月総会で一部文言について表現がおかしいという意見がありましたので、第2条の証明書発行基準を中心に見直しているのですが、よろしくお願ひしたいと思います。本日は2件の非農地証明が出ていますので、審議後に非農地証明について審議をお願いしたいと思います。</p> <p>では早速ではございますが、事前に総会資料と一緒に現在の事務処理要領と今回の事務処理要領（案）ということで、（案）のほうには赤字で書いてる分が現在のやつと違うということ表示しています。読み上げたほうがよろしいですかね。第1条は飛ばします。第2条証明書発行基準。</p> <p><b>【第2条証明書発行基準（案）を読み上げる】</b></p> <p>あと、4条等も若干あるんですけど一番、2条のですね、発行基準が主となってきますので、この2条を先に進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>今から事務局のほうから「(案)」としてこれだけ出されたけれども、これは非農地願ひが出た時に調査するのにこういうはっきりした目安があれば調査がしやすいんじゃないかということで事務局のほうでこうして新たに要綱の案を出しているところでございます。以前の要綱からここにありますがそれから改正されましてこうして案を出してあります。みなさんでこれを検討して案をこれでよければこのように進めていきたいと思います。どうでしょうか。</p>
9番委員	<p>2条の(4)、(6)、(7)。10年以上でなってますが、あくまでも10年以上たったら申請できると理解してよろしいんですか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
9番委員	<p>10年以上たって申請しても総会で認められなかったらダメということですね？</p>

	申請はできるけど 10 年たったらできて、ただあくまでも証明書発行するにあたってから申請をできるということですかね。そういう理解でよろしいでしょうか？
事務局	いや、発行するんですよ。申請して発行まで 10 年。
9 番委員	10 年たったら認められるということですか？
事務局	そういうふうに理解してやってますけど。
議長	それはあくまでも委員会のほうの目安でしょ。
事務局	ですよ。
議長	これで一応出してみてもたまたま県から取り消される時もあるわけ？
事務局	非農地についてはこの委員会で。
議長	あ、委員会限りで。分かりました。
事務局	それで、10 年で書いてあるんですけど、また今日、後でお願いするんですけど、農地パトロールを年に 1 度やってますよね。それとまた定期的に各委員、担当地区をパトロールされていると思いますので、そういうことがなかなか起きにくいじゃないかなと。勝手に家を建てたり、農地以外のものに転用したりするというようなことは。以前はあったかもしれませんが、最近はないんじゃないかと思われるんですけどね。
議長	最近は何年 1 回パトロールしてるから、そういう意味で 20 年を 10 年にする。
9 番委員	そうだけど、見逃してる場合とかそういうのもあるし、10 年たったら申請できる年数？10 年たったらあれじゃない？
事務局	10 年たったら農地でも転用せんでいいよとなってしまうよということで、本当は農地は転用しないとイケない。もし何も分からないで農地に家を建てて、10 年たったら非農地証明で。
9 番委員	それは分かるけど、だったら 10 年たったら証明書発行するということですか？
事務局	これは証明書発行基準ですので、発行するんですよ。
9 番委員	そうそう、だから 10 年たったら発行するんですよ。
事務局	はい。
3 番委員	ちょっといい？
議長	はい、どうぞ。
3 番委員	ちょっと申し訳ないけど、証明書発行基準だよな？
事務局	はい。
3 番委員	非農地許可とかじゃないよね？どこなの？証明書発行基準なのか非農地許可の内容なのか？これ読んだら非農地許可でいうみたいに見えるわけ。証明書発行と非農地許可は違うと思うんだけど。中身は非農地許可の内容ではない。非農地の許可をしたら証明書発行する訳でしょ？それが前提じゃないの？
事務局	所有者から非農地証明願いを申請してもらって、農業委員会からしては非農地証明を発行するという事です。
3 番委員	その前に非農地の申請をする訳でしょ？それに基づいて非農地の許可する訳でしょ？するかしないか別にして。そしたらそれがあって初めて証明書というのを発行するんじゃないの？この内容だったら証明書発行基準じゃなくてね、非農地許可基準みたいな文章になるんじゃないの？そういう意味合わせじゃないの？証明書発行

	<p>する前提の話。結局、非農地許可したことに対してこの農地は証明書発行しますという感じになるんじゃないの？私はそう捉えますけど。これだったら非農地証明書発行基準じゃなくて非農地許可基準の内容の基準じゃないんですか？</p>
事務局	<p>今までが今までですから、非農地証明願いを出してもらって、農業委員会で確認して、非農地証明書発行をしました。</p>
3 番委員	<p>だから、私が言っているのは非農地許可をした時に証明書発行しますよと。それを前提に内容があるわけでしょ？農地法があって細かいことは分かりませんが、非農地許可する内容についてはこういう内容でしょ？発行基準と非農地許可は違うはずでしょ？</p>
事務局	<p>これは作ったのも各市町村を何か所か見て、だいたいこういう感じで作ってあったので、そこの内容をちょっと変更したのもあるんですけど。</p>
3 番委員	<p>各基準があって初めて許可をして証明書発行するんじゃないのですか？</p>
事務局	<p>基準というのは実際には山林原野化しているところ。ちょっと確認しないといけないですけど。</p> <p>(例えば) 非農地の願いが出ました。それで3名以上の農業委員のみなさんが現地調査をします。その時に参考にしていただくものが1号から8号までの内容です。</p>
3 番委員	<p>だからそれだったらね、証明書発行基準じゃないんでしょ？非農地許可基準じゃないの？それがあって初めて非農地の土地になったら証明書発行しますよという話でないの？</p>
議長	<p>だから結局発行するまでの前の時点で、我々が3名で非農地願いが出たところの調査するための参考資料だから、それを満たしておれば、結局非農地として認めて、証明書発行されるという意味じゃないの？</p>
3 番委員	<p>それは分かる。それは分かるけど、この文章の作り方がね。証明書発行基準であってね。証明書発行基準。証明書発行基準と非農地許可は違うでしょ？基本的に頭が非農地許可に切り替えないといけなくて、それであって初めて非農地許可が2条でもいいじゃん。3条に証明書発行基準として非農地許可があったという非農地にした土地についても証明書こういう内容で発行しますよという話なら分かるけど。私そういう意味と捉えてたけど。これごっちゃ混ぜになってる感じがする。証明書発行基準なのか、非農地許可基準なのか。どっちなのか。この内容は非農地許可基準じゃないの？細かい。農地法に基づく非農地許可基準じゃないの？頭の題目が違うんじゃないの？</p>
事務局	<p>非農地の題目が違うということですよね。</p>
3 番委員	<p>違うんじゃないんですか？私の考えが間違ってますか？私はそういうふうにとらえてますけど、前提があって初めて証明書発行になるわけで。許可したことに対して証明する訳でしょ。非農地ですよと証明する訳でしょ。これごっちゃ混ぜになってないですか？証明書基準なのか？非農地許可基準なのか？私は非農地許可基準に見える。</p>
事務局	<p>非農地証明書を出していいですか？という証明。</p>
3 番委員	<p>非農地でどんなに許可するの？</p>
事務局	<p>証明書を出して、法務局で登記する。</p>
3 番委員	<p>許可じゃないの？</p>

事務局	証明書出していいんですか？というの。
3 番委員	あ、そうなの。
事務局	農地の現地確認して、非農地の状態にする。
3 番委員	非農地にしてくれという、現地確認行きますよね。確かに農地にできませんよと。ていうそれは申請に対して間違いなく非農地ですっていう証明書ですよ。そういうことですね。分かった。
議長	ここの証明発行基準のところの文言を変えるわけ。
3 番委員	分かりました。すみません。
9 番委員	だけど 2 番の「各前号に該当する土地であっても違反転用等も改善指導行ってるとかにある場合は発行しないということ」だからいいんじゃないですか？だから 10 年たったら申請するけど全部が全部許可する意味じゃないことをうたってるんじゃないですか？10 年たったら全部許可したらおかしいけど、違反してる場合は許可しないとうたってるから、これはこれでいいんじゃないですか？
議長	どうでしょうかね。これで賛成していただければ。
3 番委員	過去の住宅等の敷地に利用するて書いてあるじゃない？そしたら申請しなくてもさ、住宅敷地として知らんふりして利用されてるからさ。建築して 10 年以上たっているからさ。非農地として証明しますとなるわけ？これ違反じゃないわけ？
事務局	これは一番気になる場所ですよ。
5 番委員	10 年待てばいいということですよ？簡単に言えば。
3 番委員	いや、それだったら簡単に住宅作っても大丈夫ですよ？
5 番委員	そうそう、そういうこと。
事務局	だから、農業委員会の活躍するところです。パトロールして見つけたらそこをちゃんと指導しないといけないところです。農業委員はそういう役割もあるので。
3 番委員	それは分かるけど。
5 番委員	まあまあ、見落としもあるでしょうけど。
3 番委員	住宅等で利用してる。法律もしてもさ、建築後 10 年以上たったら許可しますて？証明しますて？ありえませんか？違反でしょ？
5 番委員	ね、そうでしょ？
事務局	それは今までに既に建っている家があるわけですよ。農地法が施行される前に建っている家。それ以降に建った家。今後においてはそういうことがないようにですね、要するに農業委員のみなさん、パトロールもしましょうという意味で。
3 番委員	ここで言うのは簡単。毎月という訳にはいかない。月に 1 回やれてていう話はないでしょ。
事務局	いやいや。
9 番委員	これは金融公庫からお金借りる場合はちゃんと調べるから分かるけど。個人資金でする場合によく注意して見ないと分からない。

事務局	<p>ですね。それで、家を作る場合は建築確認とかそういう許可があるので、今言われた金融機関から借りる場合は建築許可のそういうので建設課のほうに出されるみたいだけど、自己資金で建てられる時が一番分からないんですけど。それは家も1日では多分なかなかコンテナが持ってこない限り建たないです。やっぱり地域の方たちが来てここに家らしき、そういう話を耳にしたら、農業委員のみなさんが確認するなり、事務局のほうに通報してもらい確認できるんじゃないかなと。これは町広報せとうちの毎年8月号にですね農地転用の件は掲載してますけど、こればかりはね。</p>
5番委員	<p>こんなのは前にも話出ましたけどね。昔、畑に家を建てよったみたいですね。だけど例えば、知らないうちに畑に家を建てても発見したって壊せて言えないわけでしょう？</p>
事務局	<p>言えはするでしょう？行政指導で。</p>
	<p>更地に戻しなさいということで。</p>
5番委員	<p>指導はね。</p>
事務局	<p>300万以下の罰金とか。いろいろ。</p>
5番委員	<p>だけど指導したって、壊さないとどうなのですか？</p>
9番委員	<p>正式に言うと、3年以下の懲役、300万以下の罰金。その指導に従わない場合は。</p>
議長	<p>以前、〇〇のほうでは、太陽光（パネル）としてありましたが撤去させました。作ってあったけど違反だからということで撤去させたことがありました。だから家を知らない間に作って、結局それよりも作る前にできるだけ情報キャッチして我々パトロールの中で、一番発見するのがいいんだけど。結局、10何年前にも〇〇かどっかでそういうのがあったけど、前に作られた家がこれからも出てこないとも限らない。必ずどこかで作られてるはずだから、やっぱりそういうのは自然にこれにかかってくると思います。だから最近は毎年パトロールしてるから、こういう事例はあまり出てこないと思うんですけど、出ないとは限らないけれども。どこかで気が付かない所で作ってるのがあるかもしれないけれども、これはできるだけその地区の農業委員がパトロールして記録簿に書くようにして、そういうことを一巡してやってることも活動の一環です。そういうことで、これはできるだけそういうことがなくなるようにですね。どうでしょうかね。この案で進めたいと。あくまでも我々のその非農地としての検討する時の目安です。ね。</p>
3番委員	<p>あとさ、さっきの農地転用許可の事案はどんなのがあるんですか？</p>
9番委員	<p>公共のあれじゃない？道路とか。</p>
事務局	<p>ですね。</p>
3番委員	<p>（その他）要しない事案等で転用行為が完了している土地。</p>
事務局	<p>今おっしゃったように、川島委員から出たんですけど、公共施設等の建設についてはまあそういうふうなってきますね。協議ということで。</p>
3番委員	<p>要しないのに何で転用行為が完了してるの？何か矛盾してない？問題ないの？事案等で転用行為が完了してる場所は消すべきではないの？</p>
事務局	<p>要しない土地で終わったほうがいいですね。</p>
3番委員	<p>その他農地転用許可を要しない事案等でもいいんじゃないの？必要ないのに何で転</p>

	用行為するの？
事務局	ですね。消したほうがいいかもしれませんね。
5 番委員	議長、これは前、NTT と au のアンテナのあれで勝手に設置されて後で非農地かな？それが出た覚えがあるんですよ。だからちゃんとそれを農業委員会に前に通知してくれて上をお願いしてそれが今、出てきてるでしょ？それがあってこれが出てきてるでしょ？
事務局	今は電波塔とかそういうのは県のほうに申請して、こういう申請がありましたというので農業委員会に連絡があります。
5 番委員	前はこうで、後から設置されてから通知がきた。前、調査に行きよったよな。
事務局	前は定められてなかったけど今はそれはもうない。
5 番委員	今はそうなっているのか。
3 番委員	それが農地転用許可を要しない許可なのか。それだったら転用行為はいらない訳でしょ。
事務局	「転用行為を完了している土地」はいらない。
3 番委員	いらない。消したほうがいい。
事務局	あの今出た電波塔に関しては直接事業者と県の担当課が協議して、その結果が農業委員会に来ます。農業委員会は全く許可とかそういうのには関わりなく結果だけが。
9 番委員	報告だけか。
事務局	報告だけです。
議長	今のこの(8)の「その他農地転用許可を要しない土地」だけに変えていいですか？あと「事案等で転用行為が完了してる」土地を消して。「その他農地転用許可を要しない土地」にして。
5 番委員	議長、ちょっと。
議長	はい、どうぞ。
5 番委員	その例えば家を作るにしろ、農地に捨て土を仮置きにするにしろにですね、自分の集落はあちこち回って分かるんですけど、他島の場合はね、分からないん場合があるんですよ。そう言った時には結局はその集落の区長が報告といったそういったのはないんですか、農業委員会に。
事務局	4 月以降、農業委員会に報告は受けてません。 農地に仮置きする時は届け出みたいなのがあるんですよ。
5 番委員	届け出ね。届け出するにしろ結局、僕は東方ですから自分の集落は分かるんだけどね、他の集落は分からないですよ。と言った場合にはその集落の区長がね、そういった義務とか伝達するとか農業委員会の仕事はないんですか？
事務局	区長が連絡するのはないんですけど。仮置きする業者が農業委員会に届け出ることをしてる。
議長	だからそこが結局、自分の集落は分かるけど他の集落は分からない。そこは言ったらいかんわけね。いかんとか結局やっぱりそこもたまには回って見ないといけない。だからそこが例えば蘇刈だったらパーッと回って来て記録簿にこうこうして書いていけばいいんだから。

5 番委員	農業委員のミスですね。
議長	よその地区は知らないというというのは大きな声で言えないわけ。
9 番委員	これ土木とか建築業者には徹底してるんでしょ？
事務局	届け出を出してくださいと言ってます。
議長	だから区長だからかえって隠そうとしているから出てこない。
事務局	仮事務所を置く時も届け出。
議長	これは要項ですので、この案で決定してよろしいですか？ 【異議なし】の声が聞こえる この要領で進めていきたいと思っておりますのでよろしいですね。
事務局	8号は最後を消して。「その他農地転用許可を要しない土地」
議長	要しない土地で切るわけね。
事務局	はい、分かりました。
5 号委員	ありがとうございます。
議長	では、このように進めていきたいと思えますけれども。施行を…
事務局	まだある。
議長	まだある？
事務局	第3条（願出人）2項、願出人の代理人は願出について委任を受けたことを証する委任状を添付するものとする。 今現在はですね、印鑑登録証明書を添付するとなっておりますよ。それを委任状でいいんじゃないかということなんですけど。どうでしょうか？
議長	これまでは印鑑証明書がありましたけど、印鑑証明書じゃなくて委任状に変えることでこれでよろしいでしょうか？ 【異議なし】の声が聞こえる はい、そのようにいたします。
事務局	はい、ありがとうございます。 それで第4条（申請書類等）2項、第1号、願出地の土地登記簿謄本（全部事項証明書・原本3ヶ月以内）あと2号と3号については順番を変えただけです。それと第5号、その他参考となる資料、及び農業委員会が必要とする書類。そういうことです。
議長	どうですか？これでよろしいでしょうか？ 【異議なし】の声が聞こえる では、そのようにいたします。
事務局	ありがとうございます。最後なんですけど、この要領の一部改正を本日付けで施行するというので。よろしいでしょうかね。
議長	今日の案でよろしいですね？今日の議案にも出てくるので。今日20日（付け）にしましょうね。では20日、そのようにいたします。
事務局	はい、ありがとうございました。
議長	それでは、会を進めていきます。日程第4、議案14号、「非農地証明について」を議案といたします。調査員は川島委員・森山委員・徳推進委員となっておりますが川島委員のほうから説明をお願いします。



9 番委員	<p>議案第 14 号 1、非農地証明について調査報告を行います。調査員は私と森山委員、徳推進委員と事務局からなっております。</p> <p>土地の表示「瀬戸内町大字芝字タン間原 23 番 1」、畑、1,095 m<sup>2</sup>。合計 1 筆で 1,095 m<sup>2</sup>。願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏、 登記名義人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況</p> <p>申請地は平成 3 年度から 4 年度にかけて、公共事業が導入されて耕作を行っていたが、20 年以上にわたり耕作されず放置され、原野化している状態であります。今回、土地を購入する方がいるので、地目変更するため、非農地証明を申請するものであります。ここは農振地からも除外されております。以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？ 【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 14 号 1、非農地証明については原案どおり賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 14 号 1 は原案通り決定されました。</p> <p>日程 4、議案第 14 号 2、「非農地証明について」、調査員は森委員・元委員・吉見推進委員となっておりますが森委員のほうから説明お願ひします。</p>
1 番委員	<p>議案第 14 号 2、非農地証明について報告いたします。7 月 5 日に私と元委員そして吉見推進委員、事務局より富田さん、堀江さんで調査を行いました。土地の表示「瀬戸内町大字阿鉄字大田袋 141 番」、畑、514 m<sup>2</sup>。合計 1 筆であります。</p> <p>願 出 人：奄美市名瀬〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人も一緒であります。</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況</p> <p>申請地は、農地法が施行された日（昭和 27 年 10 月 21 日）よりも前の昭和 22 年に建築されており、今回非農地証明を申請するものであります。写真をご参考にご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？ 【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。これから議案の採決に入ります。議案第 14 号 2、非農地証明については原案どおり賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 14 号 2 は原案通り決定されました。</p>
3 番委員	<p>ちょっといいですか？</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
3 番委員	<p>この非農地証明についてだけど、調査員のほうでね、さっき非農地証明の出す法がありましたよね？その証明書発行基準がどれに該当するか、調査員のほうでね、現地確認した結果、どの項目に、基準に該当するか、ちょっと入れてもらったほうがなおいいんじゃないか。</p>
事務局	<p>今、碩委員からありましたことは、入れるようにいたします。8 月からですね。</p>

	今回該当するのは2条ですよね。
3番委員	はい、分かりました。
議長	はい、本会に戻します。日程5、議案第15号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	<p>8ページの農地利用集積計画総括表ですね、令和4年7月27日の面積のところですね、ちょっと修正をお願いしたいと思います。1,287㎡を6,289㎡。合計の10,344㎡を15,346㎡に修正願います。一番下が15,346。一番上が6,289です。</p> <p>畑のところと合計のところ違ってました。</p> <p>それでは、議案第15号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明いたします。7ページから10ページを説明いたします。7ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日は令和4年7月27日を予定しております。内容につきましては、畑10件の21筆。貸し手9人、借り手5人。合計面積が15,346㎡となっております。内容の明細につきましては、8ページ、9ページに計画総括表として記載しておりますので、ご覧下さい。それでは個々にご説明いたします、資料が10ページとなります。</p> <p>整理番号22、農地の所在地、「大字嘉鉄字仲田原949番1」、現況地目「畑」、886㎡。同じく「大字嘉鉄字湊361番」、現況地目「畑」、401㎡。合計2筆の1,287㎡、使用貸借によるものです。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。対象作物はサトウキビで生産拡大を図るものです。存続期間が10年間となっております。続きまして整理番号23、農地の所在地「大字諸鈍字操277番2」、現況地目「畑」605㎡。同じく「大字諸鈍字大田755番」、現況地目「畑」、376㎡。同じく「大字諸鈍字大田770番2」、現況地目「畑」、416㎡。合計3筆の1,397㎡、使用貸借によるものです。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。対象作物は野菜類で生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。次に整理番号24、農地の所在地「大字於斉字セリ脇1136番2」、現況地目「畑」、1,391㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物はサトウキビで生産拡大を図るもので、存続期間が10年間となっております。整理番号25、農地の所在地「大字於斉字セリ脇1134番」、現況地目「畑」、218㎡。同じく「大字於斉字セリ脇1135番」、現況地目「畑」、350㎡。同じく「大字於斉字セリ脇1136番3」、現況地目「畑」、495㎡。同じく「大字於斉字セリ勝1471番2」、現況地目「畑」、241㎡。合計4筆で1,304㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物はサトウキビで生産拡大を図るもので、存続期間は10年間となっております。続きまして、整理番号26、農地の所在地「大字嘉鉄字里1036番」、現況地目「畑」、910㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。続きまして整理番号機構14、農地の所在地「大字蘇刈字名語長56番」、現況地目「畑」、1,312㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は5年1か月となっております。整理番号機構15、農地の所在地「大字蘇刈字深作106番1」、現況地目「畑」、358㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇</p>

	<p>氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は5年1か月となっております。整理番号機構16、農地の所在地「大字蘇刈字深作106番2」、現況地目「畑」、1,556㎡。同じく「大字蘇刈字深作107番1」、現況地目「畑」、1,077㎡。合計2筆の2,633㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるものです。対象作物は果樹で生産拡大を図るもので存続期間は20年間となっております。続きまして、整理番号機構17、農地の所在地「大字蘇刈字溝田原650番5」、現況地目「畑」、1,545㎡。同じく「大字蘇刈字溝田原650番9」、現況地目「畑」、83㎡。同じく「大字蘇刈字阿カン俣257番1」、現況地目「畑」、832㎡。同じく「大字蘇刈字阿カン俣258番」、現況地目「畑」、497㎡。同じく「大字蘇刈字阿カン俣257番2」、現況地目「畑」、229㎡の合計5筆、3,186㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は花きで生産拡大を図るもので存続期間は10年間となっております。整理番号機構18、農地の所在地「大字久慈字川内ノ五693番1」、現況地目「畑」、1,568㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るもので存続期間は10年間となっております。以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？  <b>【質疑なし】</b>の声聞こえる      質疑ないので質疑を終結いたします。      それでは議案の採決をいたします。議案第15号は原案通り賛成の方は挙手願います。  <b>【全員挙手】</b>      挙手多数であります。したがって議案第15号は原案通り決定されました。</p>
	<p>日程6、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局のほうから報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、土地の表示「瀬戸内町大字於齊字セリ脇1136番2」、畑、1,391㎡。合計1筆1,391㎡。      借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏      貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏      合意解約の合意が成立した日：令和4年6月5日      合意による解約をした日：令和4年6月5日      農地の引き渡しの時期：令和4年6月30日 届出の年月日：令和4年6月8日      返還する理由：双方合意による解約</p>
議長	<p>はい、これは報告で終わります。</p>
9番委員	<p>議長、議長。借人と貸人が逆じゃない？</p>
事務局	<p>すみません、逆です。申し訳ございません。</p>
議長	<p>逆だね。はい、これを直してください。借人と貸人が逆になってますので。      それでは日程7、報告第10号の1から3まで続けて報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号1農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について。土地の表示「瀬戸内町大字蘇刈字名語長56番」、畑、1,312㎡。同じく「瀬戸内町大字蘇刈字</p>

	<p>深作 106 番 1」、畑、358 m<sup>2</sup>。合計 2 筆の 1,670 m<sup>2</sup>。</p> <p>貸人：鹿児島市〇〇〇丁目〇〇〇 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 4 年 6 月 1 日</p> <p>合意解約日：令和 4 年 6 月 30 日</p> <p>農地の引き渡しの時期：令和 4 年 6 月 30 日 届出の年月日：令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>返還する事由：双方合意による解約</p>
議長	続けて。
事務局	<p>報告第 10 号 2、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について。土地の表示「瀬戸内町大字蘇刈字名語長 57 番」、畑、688 m<sup>2</sup>。合計 1 筆、688 m<sup>2</sup>。</p> <p>貸人：大阪市此花区〇〇〇丁目〇〇〇 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 4 年 6 月 10 日</p> <p>合意解約日：令和 4 年 6 月 30 日</p> <p>農地の引き渡しの時期：令和 4 年 6 月 30 日 届出の年月日：令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>返還する事由：双方合意による解約</p> <p>続けまして、報告第 10 号 3、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について。土地の表示「瀬戸内町大字蘇刈字深作 106 番 2」、畑、1,556 m<sup>2</sup>。同じく「瀬戸内町大字蘇刈字深作 107 番 1」、畑、1,077 m<sup>2</sup>。合計 2 筆の 2,633 m<sup>2</sup>。</p> <p>貸人：鹿児島市〇〇〇〇町〇〇〇 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 4 年 6 月 22 日</p> <p>合意解約日：令和 4 年 6 月 30 日</p> <p>農地の引き渡しの時期：令和 4 年 6 月 30 日 届出の年月日：令和 4 年 3 月 23 日</p> <p>返還する事由：双方合意による解約</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	3 件とも「予定」が書いてあるけれども
事務局	「予定」は消してください。
議長	<p>「予定」消してくださいね。3 件とも。これは報告で終わります。</p> <p>日程 8。引き続き協議会に入りたいと思います。諸般の報告を事務局のほうからお願いします。</p>
	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 7 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和4年7月20日

署名委員

署名委員